

## 議案第76号

### 売買契約等調整調停事件の和解等について

売買契約等調整調停事件に関し下記のとおり和解をすること並びに当該和解に基づく市川市保健医療福祉センターの土地及び建物の売買について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

市川市長 田 中 甲

### 記

#### 1 和解の相手方

- (1) 東京都葛飾区新小岩2丁目1番1号  
リーフコンフォート新小岩3階  
医療法人社団城東桐和会  
理事長 岡本 和久
- (2) 東京都千代田区平河町2丁目6番3号  
公益社団法人地域医療振興協会  
代表理事 藤来 靖士
- (3) 千葉県市川市柏井町4丁目314番地  
社会福祉法人慶美会  
理事長 桑原 経子

#### 2 事件の概要

医療法人社団城東桐和会（以下「桐和会」という。）は、市川市保健医療福

祉センター（以下「センター」という。）で市川市に替わってセンター内のリハビリテーション病院の運営並びに本件土地及び建物（別紙1 物件目録記載の土地及び建物。以下「本件土地建物」という。）の購入等を行う法人を選定するための公募によって後継法人に選任された。

桐和会は、当該公募に基づいて締結した基本協定書に基づき、本件土地建物の売買を実現するため、次の事項を調整するため調停を申し立てたものである。

- (1) 市川市と桐和会との間で売買契約の内容や諸条件を調整して確定すること。
- (2) 市川市と公益社団法人地域医療振興協会（以下「協会」という。）との間のセンター内の介護老人保健施設の建物賃貸借に関して、市川市、桐和会及び協会との間で契約内容又は条件を調整して確定すること。
- (3) 市川市と社会福祉法人慶美会（以下「慶美会」という。）との間のセンター内のデイサービスセンターの建物賃貸借に関して、市川市、桐和会及び慶美会との間で契約内容又は条件を調整して確定すること。
- (4) (1)ないし(3)に関連して、市川市と桐和会との間において同(2)及び(3)の各賃貸借が医療法に違反しない内容その他条件を調整して確定すること。

### 3 和解の内容

別紙1 及び別紙2 のとおり

### 4 売買契約の内容

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 契約件名   | 公有財産売買契約書（別紙2）   |
| (2) 処分する財産 | 土地及び建物   |
| (3) 契約金額   | 1,555,200,000円   |
| (4) 契約相手方  | 東京都葛飾区新小岩2丁目1番1号<br>リーフコンフォート新小岩3階<br>医療法人社団城東桐和会<br>理事長 岡本 和久 |

## 理 由

保健医療福祉センターに係る売買契約等調整調停事件について、市川簡易裁判所による和解勧告に鑑み、当事者間で合意に達し、和解により解決を図るとともに、当該和解に基づき、土地及び建物を売却する必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号及び市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

## 議案第76号の別紙1

### 調停条項

#### 第1 申立人及び相手方市間の調停事項

申立人及び相手方市川市（以下「相手方市」という。）は、別紙公有財産売買契約書に基づく売買（予約）契約を締結することを確認する。

#### 第2 申立人並びに相手方市及び相手方協会間の調停条項

- 1 相手方市と相手方公益社団法人地域医療振興協会（以下「相手方協会」という。）は、平成28年3月7日付け市川市介護老人保健施設ゆうゆうの経営移譲に関する基本協定（以下「本件老健協定」という。）第4条により、相手方協会が、本件老健協定第5条の市有財産の一部（千葉県市川市柏井町4丁目229番地4。以下「本件市有財産」という。別紙物件目録4賃貸部分の「介護老人保健施設」(□□□□□□□□)において介護老人保健施設市川ゆうゆう（以下「本件老健」という。）の運営を行う期間は令和13年3月31日までとすることを相互に確認し、新たに本件老健について貸付期間を同日までとする市有財産貸付契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約。以下「新老健貸付契約」という。）を締結する。その際、相手方協会は、新老健貸付契約の契約期間が同日をもって満了することに異議がない。
- 2 相手方協会は、相手方市に対し、令和13年3月31日限り、本件市有財産を明け渡す。
- 3 相手方協会は、相手方市が相手方市有地（市川市塩浜4丁目16番6。）に建設する新施設（以下「新施設」という。）の完成後、令和13年3月31日までに本件老健を新施設に移転させる。
- 4 相手方協会は、新施設を使用するに当たり、相手方市に適正な対価を支払うことに異議がない。

- 5 相手方市と相手方協会は、本件老健の新施設移転に合わせて、本件老健協定を見直すものとする。この場合において、相手方協会は、新施設において推進する医療、介護、障がい者福祉など、地域共生社会の実現に向けた相手方市の施策に協力するものとする。
- 6 相手方市と相手方協会とは、本調停条項に定める事項の実現のため、相互に協力するものとし、疑義の生じた事項については協議により、本件老健の入所者及び利用者の安心安全に最大限配慮するものとする。
- 7 申立人は、前各項の調停条項を確認する。

### 第3 申立人並びに相手方市及び相手方慶美会間の調停条項

- 1 相手方市と相手方社会福祉法人慶美会（以下「相手方慶美会」という。）は、平成29年4月1日付け柏井デイサービスセンター運営事業契約（以下「事業契約」という。）を令和8年12月31日付けで合意解除することを相互に確認し、新たに事業契約第25条に基づき、事業契約冒頭1で定める事業を行う事業契約冒頭2で定める事業実施場所（以下「本件デイ」という。別紙物件目録4賃貸部分の「デイサービスセンター」(  )）について、貸付期間を同日までとする市有財産貸付契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約。以下「新デイ貸付契約」という。）を締結する。その際、相手方慶美会は、新デイ貸付契約の契約期間が同日をもって満了することに異議がない。
- 2 相手方慶美会は、相手方市に対し、令和8年12月31日限り、本件デイを明け渡す。
- 3 相手方市は、相手方慶美会に対し、解決金として金1億円の支払義務があることを認め、令和8年4月30日限り金5000万円を、また、相手方慶美会が前項の明渡しをした日から起算して2月以内に金5000万円を、それぞれ相手方慶美会の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方市の負担とする。
- 4 相手方市が前項の各金員の支払を怠ったときは、相手方市は、相手方慶

美会に対し、それぞれの支払期日の翌日から支払済みまでの同項の各金員から各既払金を控除した各残金及びこれらに同項の各金員の支払期限から同項の各金員の支払済みまで、その遅延した期間の日数に応じ、支払時に適用される民法（明治29年法律第89号）第419条第1項に定める法定利率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）による各遅延損害金を支払う。

- 5 相手方市と相手方慶美会とは、本調停条項に定める事項の実現のため、相互に協力するものとし、疑義の生じた事項については協議により、本件デイの利用者の安心安全に最大限配慮するものとする。
- 6 申立人は、前各項の調停条項を確認する。

#### 第4 その他調停条項

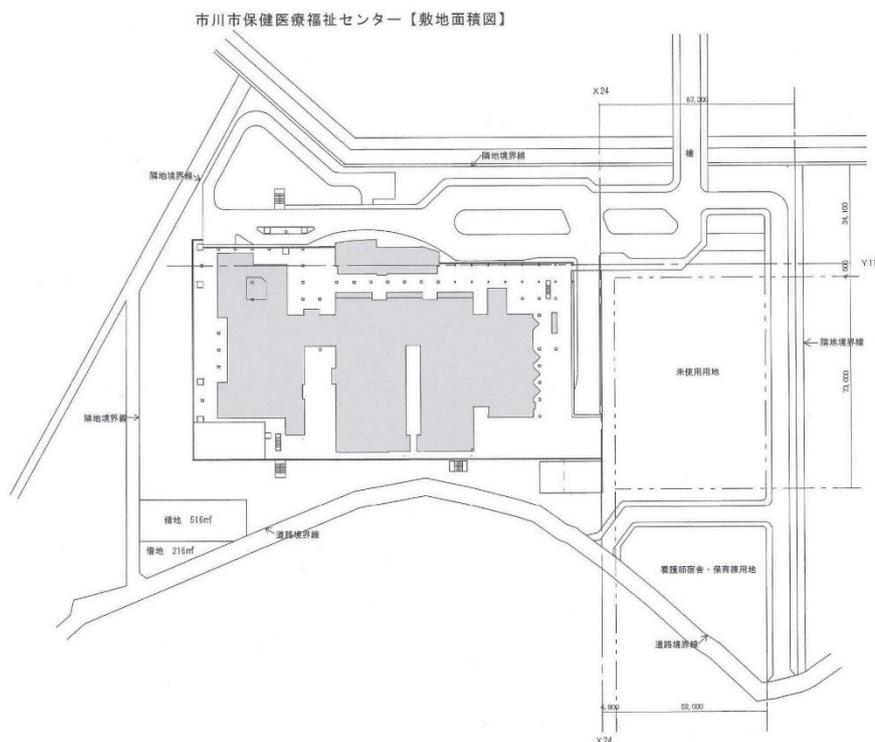
- 1 申立人、相手方協会及び相手方慶美会は、各自が相手方市と締結する市有財産貸付契約又は市有財産定期貸借契約（以下「各貸付契約」という。）の条項を遵守する。
- 2 相手方協会及び相手方慶美会は、本件市有財産又は本件デイを明け渡した後、本件市有財産又は本件デイに残置物があった場合には、その所有権を放棄し、相手方市が当該残置物を自由処分することに異議がない。この場合において、相手方協会及び相手方慶美会は、相手方市に対し、相手方市が当該残置物の自由処分に要した費用について、支払義務があることを確認する。
- 3 各当事者は、本調停条項に定める債権債務及び各貸付契約に定める債権債務のほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 調停費用は、各自の負担とする。

(別紙)

物 件 目 録

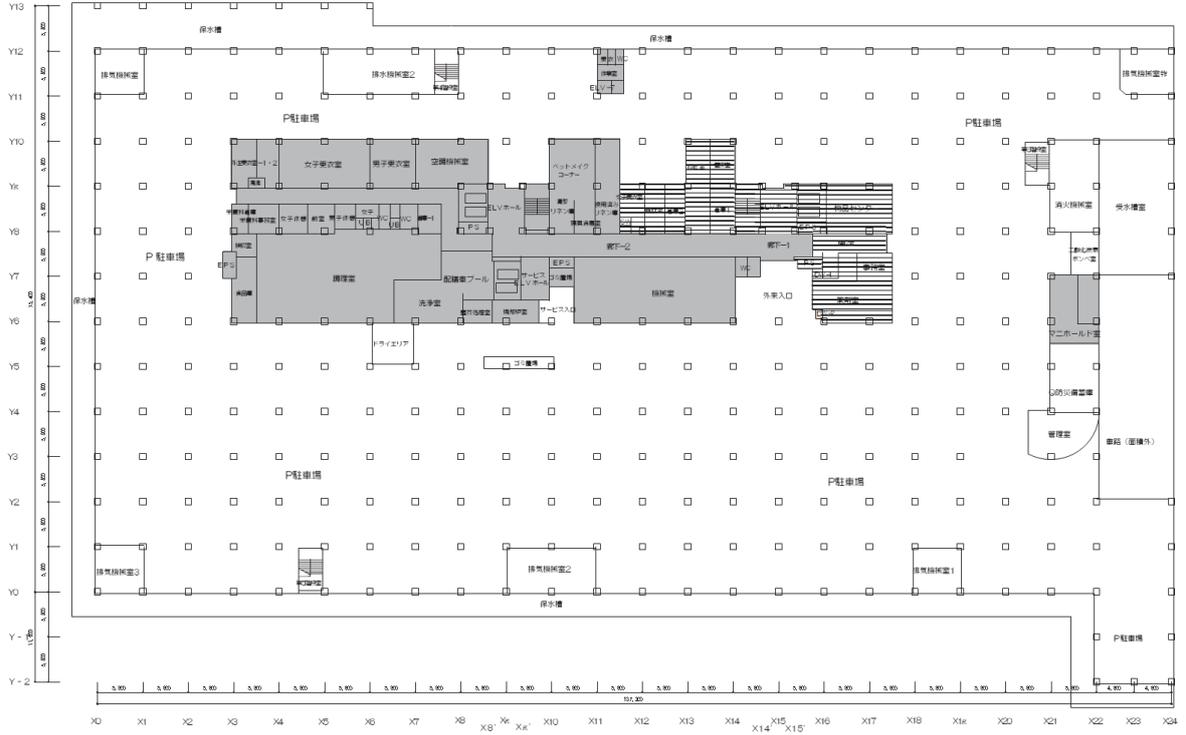
- 1 所在地 千葉県市川市柏井町4丁目229番地4  
地 目 宅地  
面 積 29068.99平方メートル(実測)
- 2 所在地 千葉県市川市柏井町4丁目229番地4  
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建  
面 積 25188.63平方メートル(延床面積)
- 3 所在地 千葉県市川市柏井町4丁目229番地4  
構 造 鉄筋コンクリート造 地上4階建  
面 積 1518.47平方メートル(延床面積)
- 4 賃貸部分

市川市保健医療福祉センターの賃貸部分は別紙B 1階平面図～4階平面図に「リハビリテーション病院」(  )及び「介護老人保健施設」(  )並びに「デイサービスセンター」(  ) で分けて記載したとおりである。

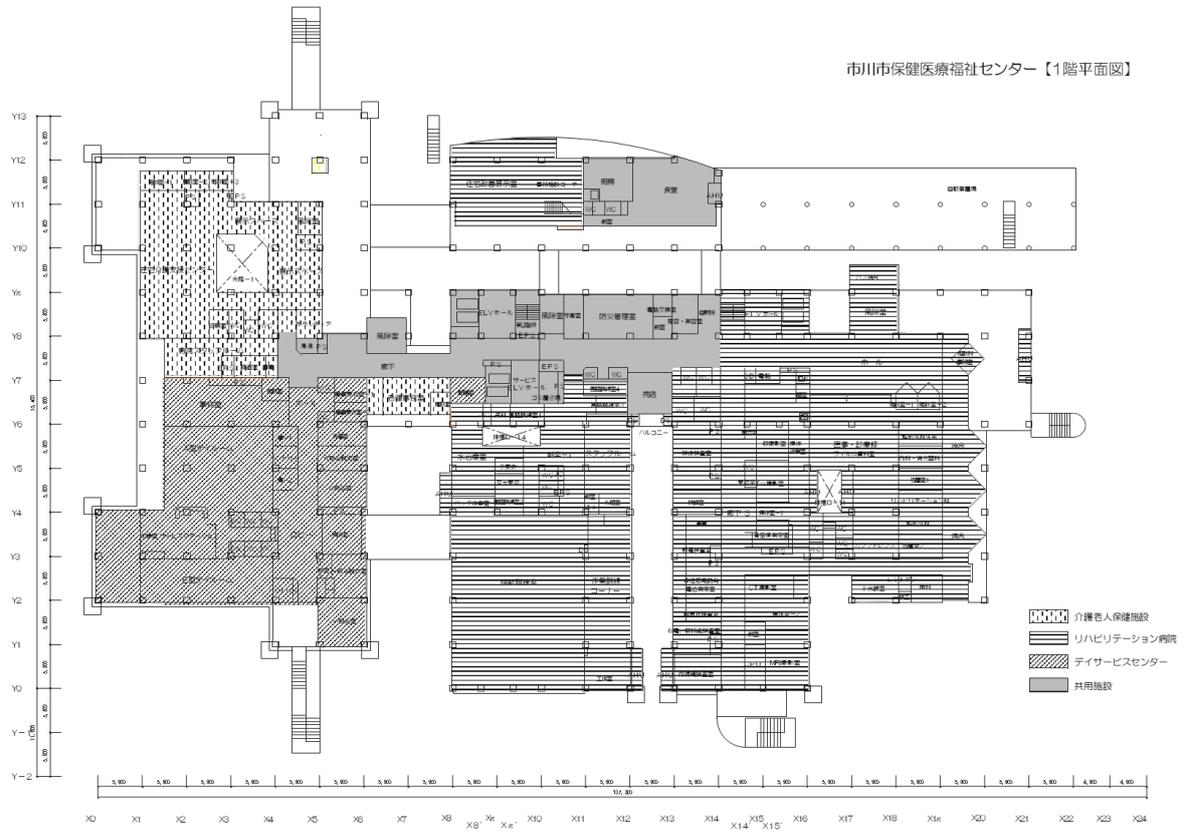


-  介護老人保健施設
-  リハビリテーション病院
-  デイサービスセンター
-  共用施設

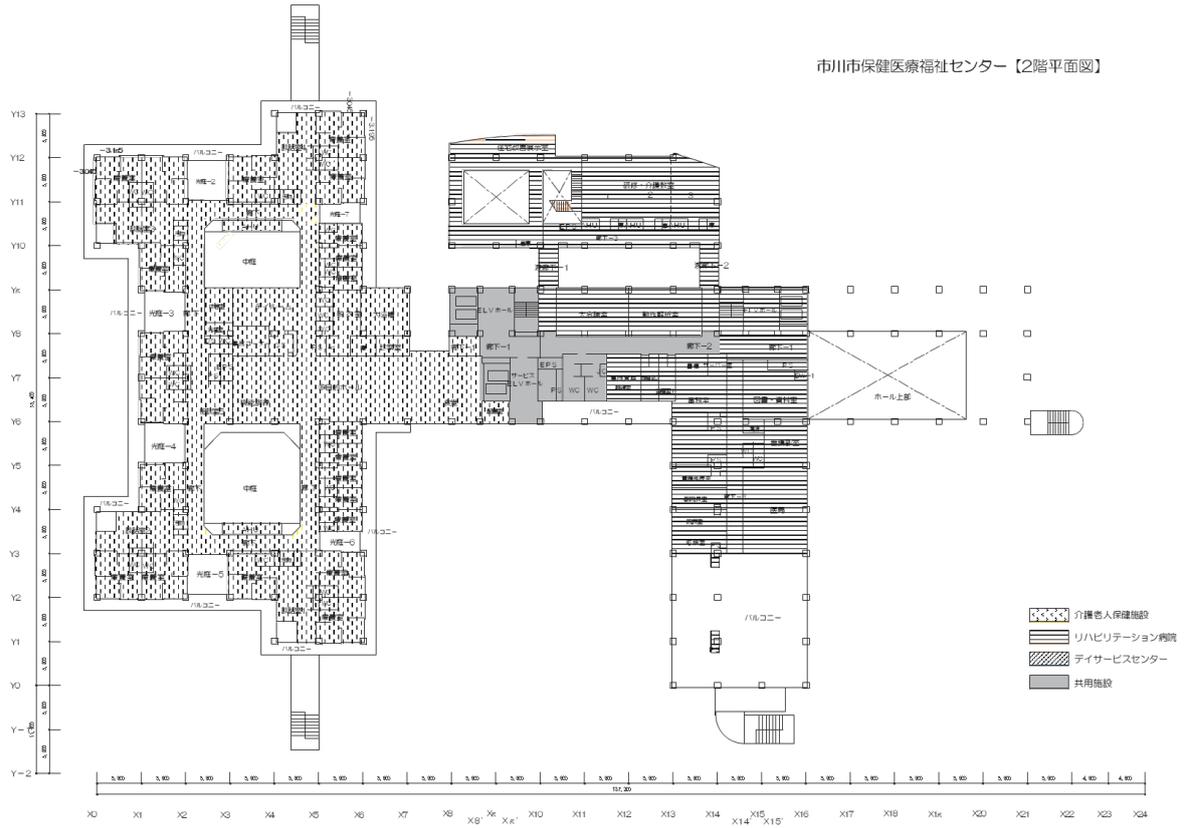
市川市保健医療福祉センター【B1階平面図】



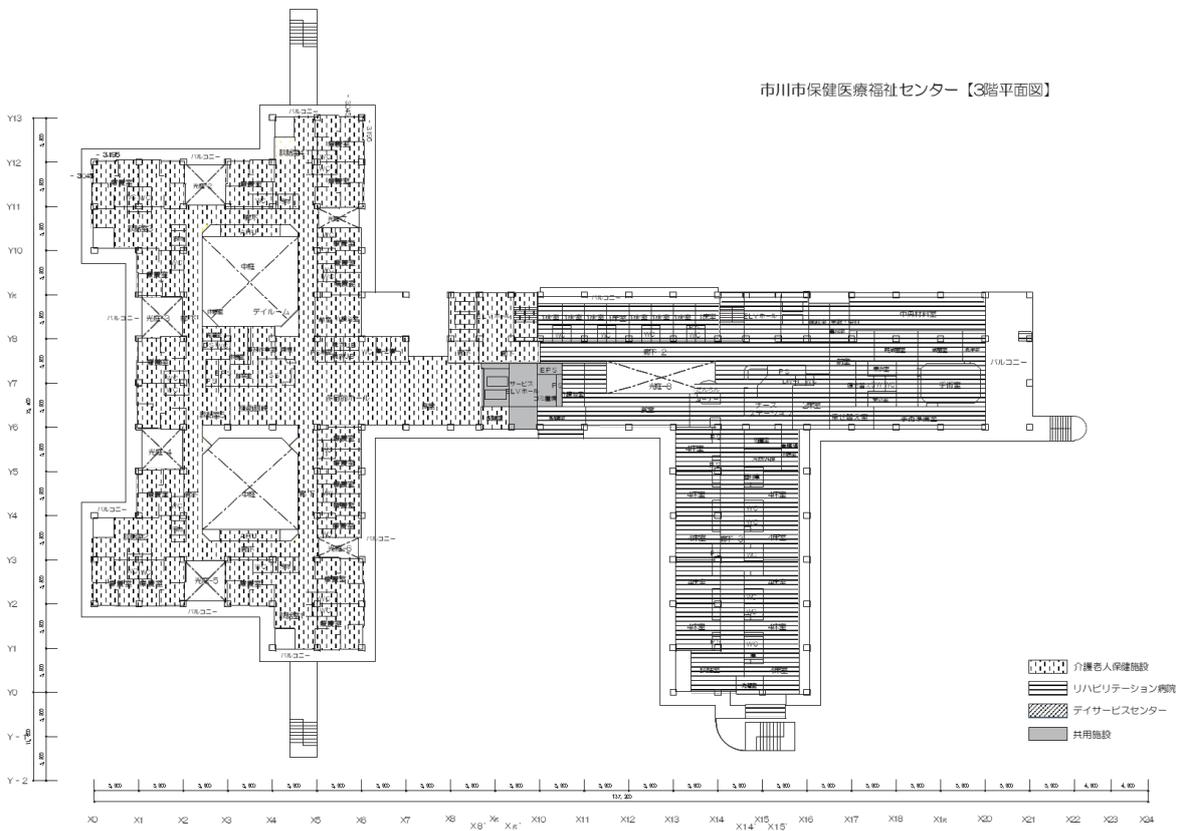
市川市保健医療福祉センター【1階平面図】



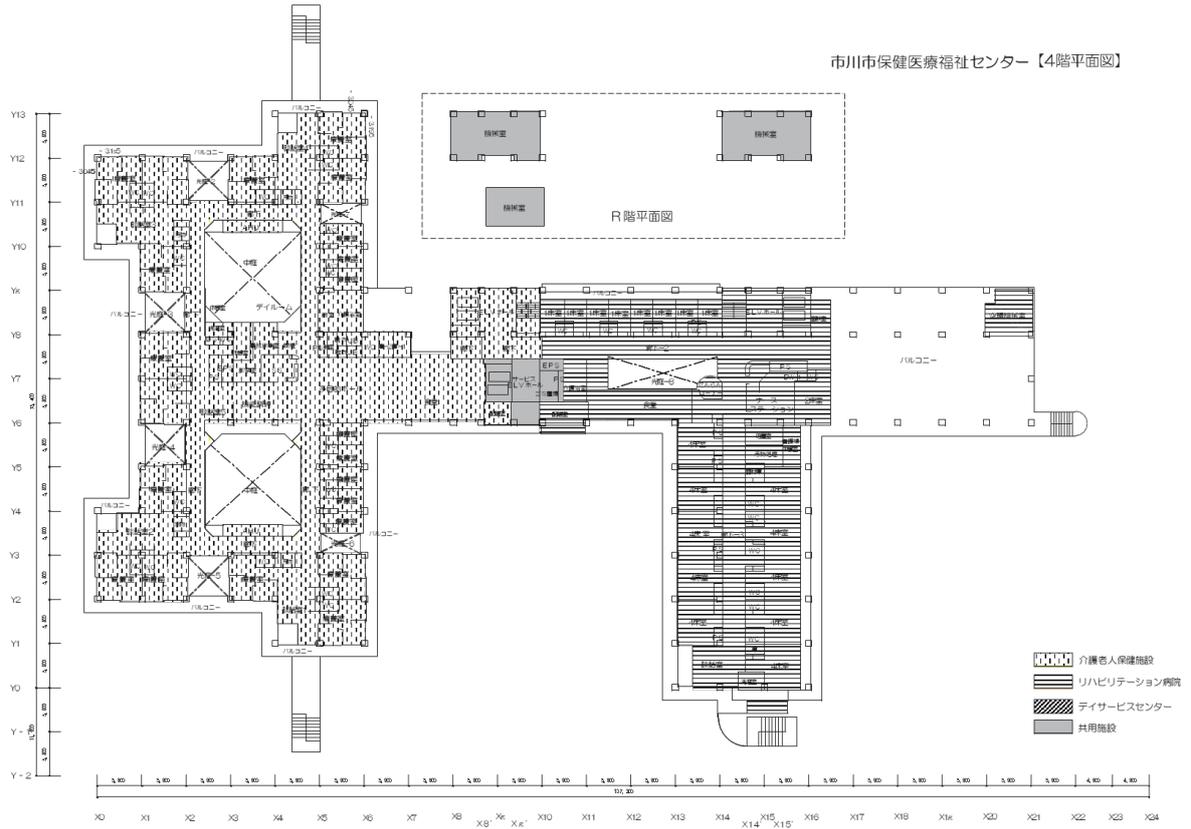
市川市保健医療福祉センター【2階平面図】



市川市保健医療福祉センター【3階平面図】



市川市保健医療福祉センター【4階平面図】



別紙

公有財産売買契約書

1. 売買の目的物の表示 別記「物件目録」に記載の各不動産  
 2. 売買代金

売買代金総額	¥	1	5	5	5	2	0	0	0	0	0
土地代金		¥	9	7	0	0	0	0	0	0	0
建物代金		¥	5	8	5	2	0	0	0	0	0
うち消費税額及び地方消費税額の総額			¥	5	3	2	0	0	0	0	0

3. 予約金

¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

市川市（以下「甲」という。）と医療法人社団城東桐和会（以下「乙」という。）は、別記「物件目録」記載の各不動産（以下「本各物件」という。）の売買を行うため、本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約は、売買契約等調整調停事件（市川簡易裁判所令和6年（ノ）第17号）における調停の成立に従って、締結するものである。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 千葉県市川市八幡一丁目1番1号  
 市川市  
 氏名 代表者 市長 田中 甲 印

乙 住所 東京都葛飾区新小岩二丁目1番1号  
 リーフコンフォート新小岩3階  
 氏名 医療法人社団城東桐和会  
 理事長 岡本 和久 印

(売買の予約)

第1条 甲は本各物件を本契約で定める条件で乙に売り渡し、乙はこれを買受けることを予約する。

(2法人の立退き)

第2条 甲は、市有財産として本各物件を貸し付けている社会福祉法人慶美会(以下「慶美会」という。)及び公益社団法人地域医療振興協会(以下「協会」という。なお、2法人を区別しない場合は「2法人」という。)について、甲の責任において、それぞれ次の期限までに立退きを完了させ、甲又は乙による次条第1項の予約完結権の行使を妨げないようにしなければならない。

慶美会 令和8年12月31日

協会 令和13年3月31日

- 2 乙は、前項の立退きが遅れたことにより損害が生じた場合は、別途甲に損害の賠償を求めることができる。
- 3 甲は、乙に対し、2法人の立退きに要する費用について、乙に負担を求めることができない。

(予約完結権)

第3条 本契約における予約完結権は、甲及び乙が有するものとし、乙が本各物件を取得することについて、2法人の立退きが令和13年3月31日までに完了した場合、予約完結権を行使することができるものとする。この場合において、当該予約完結権の行使は、同日までに書面により行うものとする。

- 2 甲及び乙は、2法人の立退きが令和13年3月31日までに完了しない場合は、甲と乙が協議の上、期限を定めた上で前項に定める予約完結権の行使の期限を延長できるものとする。
- 3 前項の規定により甲及び乙が予約完結権の行使の期限を延長した場合において、延長後の期限までに2法人の立退きが完了したときは、甲又は乙は当該期限までに書面により予約完結権を行使することができる。
- 4 甲は、第2項の規定により予約完結権の行使期限が延長された場合は、その延長した期間において、乙による病院運営が円滑に継続できるよう本各物件を貸し付ける等必要な措置を講ずるものとする。
- 5 乙は、前3項の規定にかかわらず、2法人の立退きが令和13年3月31日までに完了しない場合は、3か月未満の相当の期限を定め甲に催告した上で、本契約を解除することができる。この場合において、当該催告がされたときは、第1項の予約完結権の行使期限は、当該相当の期限まで延長されるものとし、2法人の立退きが当該期限までに完了したときは、甲又は乙は当

該期限までに書面により予約完結権を行使することができる。

- 6 甲は前項に定める催告から相当の期限までの間、乙による病院運営が円滑に継続できるよう本各物件を貸し付ける等必要な措置を講ずるものとする。
- 7 甲及び乙は、民法（明治29年法律第89号）第166条第1項に基づき、予約完結権の消滅時効の起算点が本条記載の予約完結権行使の条件が成就する2法人の立退き完了時であることに合意する。

#### （予約金）

- 第4条 乙は、本契約の締結後、甲に対し、頭書の予約金（金1億円）を甲と乙が協議の上決定した日までに甲の指定する口座に振り込む方法によって支払わなければならない。この場合において、振込手数料は乙の負担とする。
- 2 前項の予約金は、民法第557条第1項に規定する解約手付としての効力を有さないものとする。
- 3 乙は、第8条の売買代金の支払の際、第1項の予約金を売買代金の一部に充当する。

#### （本各物件の登記）

- 第5条 乙は、甲からの委任を受け、本各物件の建物につき、本契約締結後直ちに、表題登記手続及び甲の所有権保存登記手続を行う。
- 2 乙は、前条第1項の規定による予約金の支払後直ちに、本各物件につき、条件付所有権移転仮登記手続を行う。
- 3 前2項に係る登記費用は乙の負担とし、甲は登記手続に協力するものとする。

#### （本各物件の使用及び修繕）

- 第6条 甲は、平成31年1月10日付け市川市リハビリテーション病院運営移譲に関する基本協定書に基づき、本契約の締結後から本各物件の所有権移転までの間、本各物件の一部を乙に貸し付けるものとする。
- 2 甲及び乙は、本契約の締結後から本各物件の所有権移転までの間、予測される劣化に対応するため、本各物件の建物及び設備等に対し、必要な修繕を計画し、実施するものとする。この場合において修繕の費用負担は、修繕に係る契約締結日における本各物件のうち、市川市保健医療福祉センター棟における専用部分の面積の合計に対する乙の貸付部分の面積の割合と、それ以外の面積割合に応じて甲及び乙で按分するものとする。
- 3 甲及び乙は、修繕箇所及び修繕内容を定めた前項の修繕計画について、本契約締結日から1年以内に合意書を締結する。

(売買の成立)

第7条 本契約における売買は、第3条に定める予約完結権の行使によりその効力が生じ、成立する。

2 本各物件の数量は、別記「物件目録」記載のとおりとし、後日、実測により、物件の実測面積が当該「物件目録」記載の面積と相違する場合であっても、甲及び乙は互いに異議を申し立てず、売買代金の増減その他請求をしないものとし、また、本契約を解除することもできないものとする。

(売買代金の支払)

第8条 乙は、甲に対し、前条第1項の売買成立後に頭書の売買代金総額を、甲と乙が協議の上決定した日までに甲の指定する口座に振り込む方法により支払わなければならない。この場合において、振込手数料は乙の負担とする。

(所有権の移転)

第9条 本各物件の所有権は、前条の売買代金総額を支払ったときに甲から乙に移転する。

(引渡し)

第10条 甲は、乙による第8条の売買代金総額の支払の後、速やかに本各物件を乙に引き渡すものとする。この場合において、甲は、甲の責任において、抵当権、先取特権、賃借権、占有権その他の本各物件について乙の完全なる所有権の行使を妨げる一切の権利が存在しない状態で、引き渡さなければならない。

2 甲は、前項の引渡し日以後、本各物件に係る修繕又は整備に関する一切の費用を負担しない。

(危険負担)

第11条 甲及び乙は、第7条第1項の売買成立から前条第1項の引渡しまでに甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由により本各物件が滅失し、又は本契約の目的が達せられない程度にき損したときは、相手方に対して書面で通知することにより本契約を解除することができる。

2 乙は、前項の事由により本各物件がき損した場合において、修補により本契約の目的が達せられると認められるときは、甲に対し、甲の費用負担においてき損箇所の修補を求めることができる。

- 3 乙は、甲が前項の規定により修補を行う場合は、引渡しが延期となることについて異議を述べることができず、甲及び乙が協議の上改めて引渡しの期限を定めるものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙に対し、本契約に基づき受領済みの金員を無利息にて返還する。

(契約不適合責任)

- 第12条 甲は、現状有姿にて本各物件を乙に引き渡すものとし、本各物件について契約不適合責任を負わない。
- 2 2法人の退去時の原状回復については、甲の責任において行うものとし、甲は、2法人の原状回復費用を乙に負担させることはできない。

(使用目的の指定)

- 第13条 乙は、第9条の所有権移転の日から少なくとも3年間にわたり、引き続き現在地(市川市柏井町四丁目229番4)において回復期リハビリテーション医療を実施する。

(本契約の解除及び解除後の病院運営)

- 第14条 甲は、本契約の締結後、乙が第1号又は第3号に定める事由に該当した場合は相当の期間を定め催告した上で、第4号又は第5号に定める事由に該当した場合は催告することなく本契約を解除することができる。また、甲及び乙は、第2号に定める事由に該当した場合及び相手方が本契約の規定に違反した場合は、相当の期間を定め催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項に定める義務を履行しないとき。
  - (2) 第6条第3項に定める義務を履行しないとき。
  - (3) 第8条に定める義務を履行しないとき。
  - (4) 前条の規定に違反したとき。
  - (5) 医療法に定める病院を運営する資格を失ったとき。
- 2 暴力団等の排除に係る本契約の解除については、別紙「暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項」の規定による。
  - 3 甲は、乙が第3条第5項及び第1項第2号の規定により本契約を解除した場合において予約金が納付されているときは、当該予約金を無利息にて乙に返還するものとする。
  - 4 乙は、甲との協議により、乙が第3条第5項の規定により本契約を解除した場合においても、病院の運営を継続することができるものとする。この場

合において、甲は、本各物件を貸し付ける等必要な措置を講ずるものとし、甲及び乙は、乙が引き続き円滑に病院運営を継続することができるよう誠実に協議を行い、賃料その他の条件を決定するものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、乙は、第3条第5項の規定により本契約を解除した場合は、甲との協議により、病院の運営を終了することができる。この場合において、甲及び乙は、病院の利用者に不利益が生じることのないよう、終了の時期及び方法について十分配慮するものとする。また、甲は、乙による病院運営が終了するまでの間、円滑に継続できるよう本各物件を貸し付ける等必要な措置を講ずるものとし、乙に不利益が生じないように十分配慮しなければならない。
- 6 甲は、乙に対し、前項の規定による病院運営の終了により生じた損害について、賠償を求めることができない。

#### (買戻権の行使)

- 第15条 甲は、第9条の所有権移転の日から3年間（以下「指定期間」という。）において、前条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項の規定により本契約を解除した場合は、本各物件に係る買戻権（以下「本件買戻権」という。）を行使することができる。
- 2 甲及び乙は、第9条の所有権の移転に係る登記と同時に本件買戻権に係る登記をするものとする。ただし、登記に要する費用は乙の負担とする。
- 3 甲は、本件買戻権を行使するときは、乙が支払った頭書の売買代金総額（予約金を含む。）を乙に返還する。ただし、当該返還代金には利息を付さないものとする。
- 4 乙は、甲が本件買戻権を行使した場合においては、乙が負担した本契約に係る費用及び本各物件に支出した必要経費、有益費、違約金その他一切の費用を甲に請求することができない。
- 5 甲は、本件買戻権を行使した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、その責任を負わない。
- 6 甲が本件買戻権を行使した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対しその賠償を請求することができる。
- 7 甲が指定期間内に本件買戻権を行使することなく、指定期間が満了したときは、乙は、第2項の登記を抹消する。ただし、抹消登記に要する費用は乙の負担とする。

#### (契約の費用)

- 第16条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

2 甲は、本契約が解除された場合であっても、第5条及び前条の規定により乙が負担した費用を償還しない。

(損害賠償)

第17条 甲及び乙は、前各条に定めるものを除き、相手方当事者が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲及び乙は、甲及び乙に対する金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、前項の甲又は乙の損害賠償請求時に適用される民法第419条第1項に定める法定利率を乗じて計算した額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を遅延損害金として相手方に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関して甲乙間に権利義務の争いがあるときは、千葉地方裁判所を合意の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義を生じた事項については、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、無催告で本契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等(暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前各号のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体又は個人をいう。)であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

2 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。この場合において、当該解除に伴う甲の損害が違約金の額を超えるときは、その超える部分について、甲は乙に対し、別途損害賠償の請求ができるものとする。

3 本契約を解除した場合において、売買代金又は予約金が納付されているときは、甲は、当該売買代金又は予約金を前項の違約金に充当することができる。

できる。

- 4 甲は、第1項の定めにより本契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、第1項の規定により本契約が解除された場合に伴う措置については、本契約の規定による。

(関係機関への照会等)

- 第2条 甲は、本契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により、甲が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

別記 物件目録

1. 土地

所 在	市川市柏井町四丁目
地 番	2 2 9 番 4
地 目	宅地
地 積	2 9 0 2 9 . 6 1 平方メートル（公簿） 2 9 0 6 8 . 9 9 平方メートル（実測）

2. 建物

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| ① 所在地 | 市川市柏井町四丁目 2 2 9 番地 4              |
| 家屋番号  | （未登記につきなし）                        |
| 種 類   | 市川市保健医療福祉センター棟                    |
| 構 造   | 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 4 階建         |
| 延床面積  | 2 5 1 8 8 . 6 3 平方メートル（浄化槽ポンプ棟含む） |
- 
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| ② 所在地 | 市川市柏井町四丁目 2 2 9 番地 4           |
| 家屋番号  | （未登記につきなし）                     |
| 種 類   | 看護師宿舎保育所棟                      |
| 構 造   | 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建              |
| 延床面積  | 1 5 1 8 . 4 7 平方メートル（貯水ポンプ室含む） |

議案第76号の参考図



案内図